

【インターンシップ研修の事前手続きについて】(就職支援課の取り扱うものを除く。)

① インターンシップ研修の手続き方法について

授業や部局のインターンシップ研修実施組織、教員を通して申請する場合は、大学院都市イノベーション学府係（以下、「学府係」）で取扱います。

インターンシップ研修を考えている学生は、下記を読んで準備し、まずは学府係窓口まで相談に来てください。

② インターンシップ研修計画書について

インターンシップ研修を受けるにあたって、まずは「都市イノベーション学府インターンシップ研修計画書」に指導教員の確認を得て、学府係へ提出してください。インターンシップ研修をいつ、どこで、どのような研修をどのぐらいの時間するのか、指導教員の確認が得られているか等の確認をします。

(様式：都市イノベーション学府インターンシップ研修計画書)

③ インターンシップ研修先企業との書類について

・インターンシップ研修に関する覚書等

覚書等を取り交わす場合は、事前に研修先と相談の上、押印する書類（覚書等）を学府係へ提出してください。併せて、押印する書類の電子データを ses.daigakuin-urb@ynu.ac.jp あてにメールでも提出してください。押印できるまでに1週間程度要しますので、余裕を持ってご相談ください。先方の押印が済みましたら、原本1通を学府係へ提出してください。

・入構証（入館証）の発行、その他の書類

上記覚書等のほかに、大学で記入や押印が必要な場合は、覚書等と一緒に提出してください。

④ 傷害・賠償保険加入について

インターンシップ研修を受ける前に、必ず保険（傷害・賠償）に加入してください。

保険は、インターンシップ中の傷害・賠償がカバーされるものであれば、どの保険会社のものでもかまいませんが、基本的には下記のものに加入してください。

「学生教育研究災害傷害保険・(付帯) 学生教育研究賠償責任保険」

②のインターンシップ研修計画書を学府係に提出する際に、併せて保険加入の証明書（コピー）も提出してください。

※ 入学時に加入申込資料を配布しています。加入手続きは学生支援課学務総務係（学生センター2F ③窓口）へ。

※ 企業へ直接応募するインターンシップの場合は、上記「学生教育研究賠償責任保険」は適用されないので、生協の「学生賠償責任保険」、その他保険会社の適用される賠償保険に加入が必要。

(詳しくは、<http://www.ynu.ac.jp/career/internship/insurance.html>)

⑤ インターンシップ研修受講の際の定期券発行について

研修先までの交通機関に実習用通学定期券が適用できます。

※研修先から給与・交通費の支給がある場合は除く。

購入するまでに、鉄道会社等への申請や証明書発行が必要となるため、事務手続きに2週間以上かかります。研修先と研修期間が決まり次第、速やかに学府係へ申請してください。

(様式：通学証明書発行申込書（実習用通学定期券用）)